

(1) シルバー人材センターの仕組みと概要について

①シルバー人材センターとは

- 健康で働く意欲のある原則60歳以上で、会員登録をされた会員に、長年培ってきた技術や経験を活かした臨時的・短期的な仕事等を、センターが一般家庭、事業所、官公庁等から有償で請負い、会員に提供します。また、得意分野がなくとも、技能講習を通して技術の習得が可能です。
- センターでは受注した仕事の見積り・契約を行い、働いた仕事量に応じて会員に『配分金』を支払います。
- シルバー人材センターは、地域の高齢者に就業の機会を設け、生きがいの創出と社会参加を図るだけでなく、高齢医療費の軽減にもつながります。
- シルバー人材センターの会員と発注者（企業や家庭）の間には、『雇用関係』は発生しません。契約はセンターと発注者の間で交わされます。会員はセンターから再委任・再委託により仕事を受けます。雇用ではないので、労災の適用はありませんが、会員が就業中・就業途上にケガをした場合は、『シルバー保険』で対応します。

団体傷害保険
(村田町参照)

保険料	2,190 円
死亡	900 万円
後遺障害	900 万円
入院	3,000 円
通院	2,000 円

総合賠償保険
(村田町参照)

保険料		契約金 1,000 円×0.8 1 億円まで 80,000 円
身 体	1 名	3,000 万円
	1 事故	1 億円
財 物		1,000 万円

②シルバー人材センターで受ける仕事

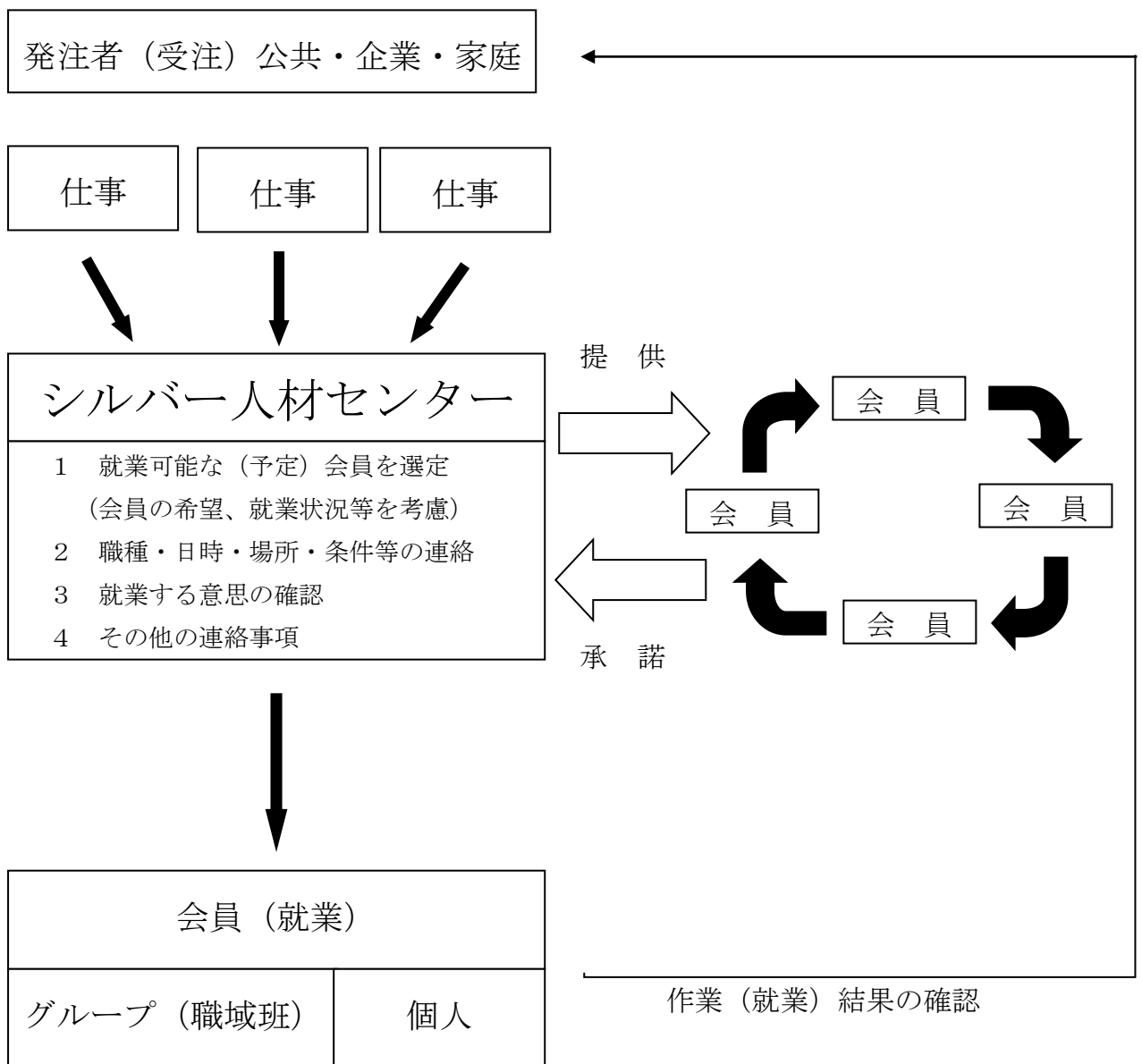
- 高齢者に適した仕事をお引き受けします。
危険・有害・多額の損害賠償の発生する仕事、指揮・命令の発生する仕事や従事員と混在し雇用と見なされるような仕事はお断りします。
『臨時的・短期的』な就業のほか、『軽易な業務』（1日当たり4時間、週20時間以内であれば毎日でも就業できる）もお引き受けします。

(2) 仕事の配分方法と配分金について

①仕事の配分方法について

センターは、発注者から仕事を『請負』または『委任』の形式で引き受け、会員に対して提供いたします。

会員の仕事の配分については、引き受けた仕事を会員の希望等と能力に応じて、公平に提供します。その際、あらかじめ仕事の内容、就業時間、場所等を明示し、会員の合意の上で提供いたします。



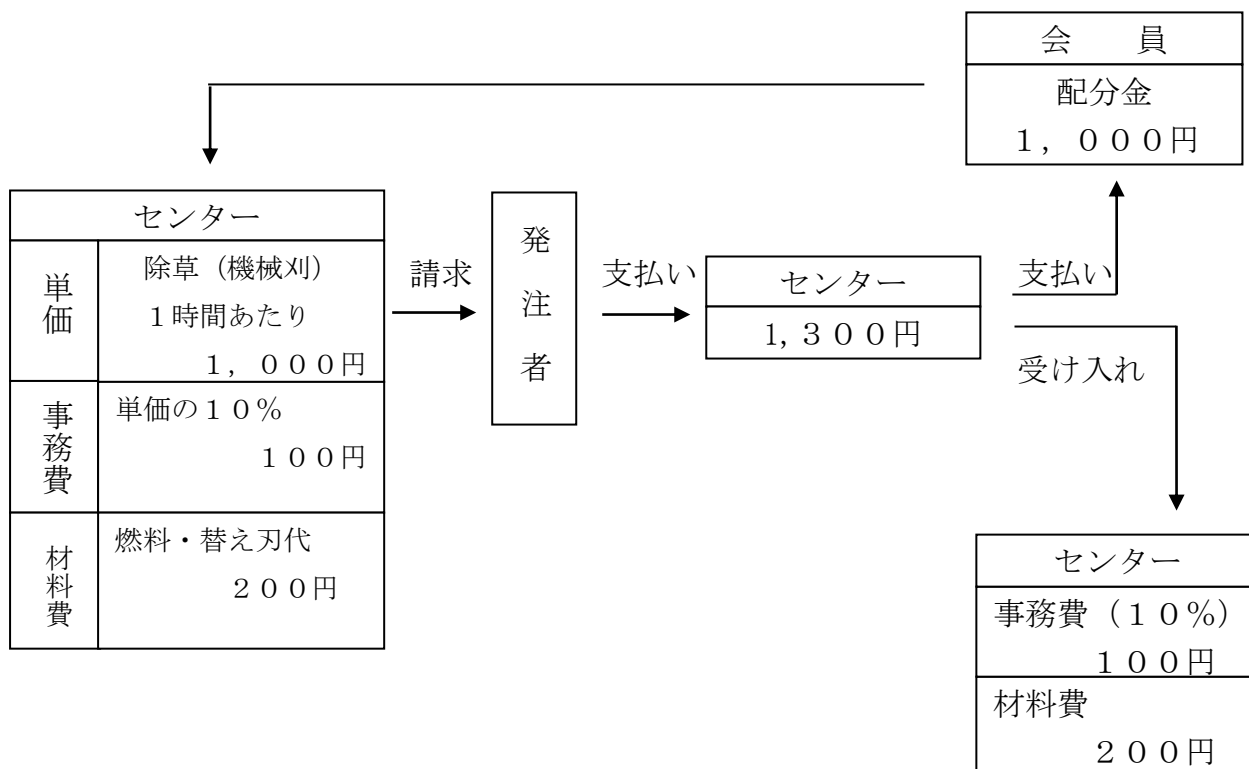
②配分金について

センターでは、最低賃金法・家内労働法で定める基準を尊重し、それぞれの就業（仕事）について、「配分金見積基準単価表」を定め、業務完了後、労働の対価として単価表に基づき、就業した会員に配分金としてお支払い（原則的には現金・個人名義の金融機関の口座に振り込み）いたします。

また、センターでは、会員にお支払いする「配分金」の他に、仕事の発注者（企業・団体・個人・家庭等）に対し、「材料費」として、就業に係る消耗品や器具損料の実費分とし「センターの事務費として、配分金の10%（予定）を加算して請求することになります。

なお、配分金は『雑所得』扱いとなりますので、確定申告（2、3月頃）が必要になる場合があります。

【事例】 会員Aさんが除草（機械刈）を一時間（1,000円）行った場合



※事例のため、除草（機械刈）の配分金が1,000円となるわけではありません。

(3) 今後のスケジュール「予定」について

時 期	内 容
H 3 0. 6	川崎町シルバー人材センター第1回設立準備委員会
H 3 0. 7	川崎町シルバー人材センター第2回設立準備委員会
H 3 0. 9	川崎町シルバー人材センター第3回設立準備委員会
H 3 0. 1 0	会員説明会及び入会希望受付（仮登録）
H 3 0. 1 1	川崎町シルバー人材センター第4回設立準備委員会
H 3 0. 1 2	事務所完成
H 3 1. 1	川崎町シルバー人材センター第5回設立準備委員会 会員入会申込受付（本登録）
H 3 1. 2	設立総会
H 3 1. 3	法務局へ登記手続き 第1回理事会 企業・団体・個人等への事業発注依頼
H 3 1. 4	川崎町シルバー人材センター業務開始

(4) 会員、入会及び年会費について

①会員の要件

- ・ 60歳以上で、健康で働く意欲と意志のある方
 - ・ シルバー人材センター事業の趣旨に賛同した方
(シルバー人材センターは、『自主』『自立』『共働』『共助』の精神に基づき、生活や仕事を保障するようなものではなく、雇用ではない形態で働く就業のシステムです。)
 - ・ 家族の同意を得られる方『家族の理解と緊急連絡先が必須』
 - ・ 入会説明を受け、入会申込書を提出した方『提出後、入会について理事会での承認が必須』
 - ・ 定められた年会費を納入された方
- * 上記が会員になるための必須要件となります。なお、事情がある方は、事務局までご相談願います。

②入会手続きについて

- ・ 「入会申込書」及び「就業承諾書」を事務局へ提出していただきます。

③年会費について

- ・ 会員一人あたり、2,000円(案)ですが、平成31年度のみ1,000円(案)とします。 設立総会後に入金していただきます。

(5) その他

①作業料金「配分金」について

- | | |
|---------------------------|---------|
| ・ 軽作業「草刈り、施設清掃、片付け作業など」 | 800円～ |
| ・ 技術・技能作業「大工、植木、剪定など」 | 1,000円～ |
| ・ 外交「営業、集金、集配など」 | 800円～ |
| ・ サービス「買物代行、家事手伝い、話し相手など」 | 800円～ |

②配分金の口座振込について

- ・ 配分金については、原則として翌月に現金払いとしていますが、口座振込を希望する方は、事務局へご相談ください。なお、会計事務費の軽減等から、口座振込用の金融機関を限定させていただく場合もあります。